

役員報酬並びに費用に関する規程

公益社団法人石川県言語聴覚士会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県言語聴覚会（以下当法人という）の定款第15条3項 理事及び監事の報酬の額又はその規程について必要事項を定め、法人運営の適正性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下認定法という）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の支給)

第3条 理事及び監事は無報酬とする。

(費用)

第4条 当会は、役員がその職務遂行にあたって負担した費用については、別に定める理事会及び諸経費支給に（立替金）に関するルールに従って支払うものとする。

(公表)

第5条 当会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

附則

この規程は公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。